特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年７月11日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 26 年６月 30 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人骨髄バンクサポート新潟

３　代表者の氏名

斉木　桂子

４　主たる事務所の所在地

上越市木田２丁目３番 11－５号

５　定款に記載された目的

この法人は、骨髄バンクを必要とする患者やその家族にとっては、闘病中でも希望を持って治療できるような環境の整備、また骨髄提供者に対しては、安心と充実感を得られるような環境の整備に努め、その実現のために広く市民に対して骨髄バンクの理解を深める活動を行い、もってより多くの患者の命を救うことができる社会の早期実現を目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

保健、医療または福祉の増進を図る活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(8)　（略） （権能） 第32条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算書の変更 (5)、(6)　（略） （事業計画および予算） 第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 （事業報告および決算） 第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略） （定款の変更） 第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する	（権能） 第23条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(8)　（略） （権能） 第32条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算書の変更 (5)、(6)　（略） （事業計画および予算） 第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 （事業報告および決算） 第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略） （定款の変更） 第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する

事項については、所轄庁の認証を得なければならない。	軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。